

○さぬき市PRサポーター設置要綱

平成24年9月26日

告示第129号

改正 平成25年2月13日告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、さぬき市PRサポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、市の魅力、地域資源等を広く発信し、市のイメージや認知度を高めることを目的とする。

(登録資格)

第2条 サポーターは、前条の目的に賛同し、市の魅力、地域資源等をあらゆる機会に情報発信する個人又は団体で、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に在住又は所在し、市に愛着を持ち、地域振興や観光振興に積極的な活動を行っているもの
- (2) その他市長が特別に認めるもの

(活動内容)

第3条 サポーターは、市の魅力、地域資源等の情報発信その他の市に関するPR活動（以下「PR活動」という。）を行う。

(市の支援)

第4条 市長は、サポーターが行うPR活動に対して、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 名刺、観光パンフレット、各種刊行物等の提供
- (2) 奨励金の交付
- (3) その他市長が適当と認める支援

(登録申請)

第5条 サポーターとして登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、PRサポーター登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を別表に基づき審査し、適当と認めたときは、申請者をサポーターとして登録する。この場合において、市長は、当該申請者に対して、PRサポーター登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録期間)

第7条 サポーターの登録期間は、前条の規定による登録をした日から起算して4年とする。

(登録の変更)

第8条 サポーターとして登録されたものは、第5条の規定により申請した登録内

容に変更を生じた場合には、速やかにPRサポーター登録変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（辞任届）

第9条 サポーターとして登録されたものは、サポーターを辞任しようとするときは、PRサポーター辞任届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第10条 市長は、サポーターが公序良俗に反する行為又はサポーターとしてふさわしくない行為をし、その他サポーターの登録を続けることが適当でないとき、登録を取り消すものとする。サポーターとの連絡が不通となった場合も同様とする。

（活動実績報告）

第11条 サポーターは、PR活動を行ったときは、その都度PR活動の内容をPRサポーター活動実績報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（責任）

第12条 サポーターは、第3条に規定する活動の範囲を逸脱することその他サポーターの責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市は一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、サポーターの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第7号）

この要綱は、平成25年2月13日から施行する。

別表（第6条関係）

活動場所	市内	市外	
		県外の場合	県内の場合
活動回数	年3回以上	年1回以上	年2回以上
1回の活動による集客数	おおむね20人以上	おおむね50人以上	
活動状況	過去3年間の活動実績があること。		
その他	・市の魅力、地域資源等を広くPRできること。 ・その他市長が特別に認めるものであること		

備考

- 1 練習や勉強会等は、活動の回数に含まない。
- 2 団体と個人で重複した登録はできない。